

被災事業者店舗等開業支援事業 申請要領

1. 制度概要

(1) 目的 能登半島地震で被災し、移転を余儀なくされた能登地域の商工業事業者の事業再建を支援するため、本市に店舗等の事業所を開業する際に必要な費用を支援します。

(2) 支援金対象者

① 対象業種の店舗等であること。

※対象業種…日本標準産業分類大分類 E製造業、G情報通信業、
I卸売業、小売業、M宿泊業、飲食サービス業、
N生活関連サービス業、娯楽業

※店舗等 …店舗、工房、作業所、オフィス等

② 下記の要件を全て満たすこと。

(1) 被災したことの証明を有していること。

直接被害…市町村が発行する事業所等が罹災したことが分かる証明

間接被害…市町村が発行する、令和6年1月～3月の任意の1ヶ月の売上が
前年同期比と比較して20%以上減少している証明

(2) 従前の事業所所在地が能登地域であること。

※能登地域…七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、
志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

(3) 開業する店舗等が金沢市内であること。

(4) 店舗等の開業に関する契約等が発災日（令和6年1月1日）以降であること。

(3) 支援金の金額

1事業者あたり限度額 500,000円

(対象期間:賃貸借契約日又は工事契約日から開業後3カ月を経過する日まで)

※ただし、実際に要した経費を上限とします。

※支給にあたり、万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を支給します。

(4) 支援金の対象経費

① 家賃、敷金等の店舗等の借上げに係る経費

② 内装費（ただし、一般的な内外装工事や機械類等は対象外）

③ 広告宣伝費

④ 消耗品費（店舗等の開業と店舗等の経営を継続させるために必要なもののみ）

(5) その他注意事項

・申請にあたっては、計画認定を受ける必要があります。

※すでに開業済みの店舗等については個別にご相談ください。

・金沢商業活性化センター及び金沢市が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、検査等の調査に応じて頂く必要があります。

2. 申請の手続き

① 支援金対象店舗等開業計画認定申請書の提出（開業2週間前まで）

◆開業計画認定申請書を作成し、金沢商業活性化センターの確認を受ける。

開業計画認定申請書	申請者情報、店舗等の概要の記載、誓約・同意事項
-----------	-------------------------

◆支援金対象店舗等開業計画認定申請書を金沢商業活性化センターに提出してください。

※計画を認定した場合、後日通知書を送付します。

- 添付書類
 - ・被災証明書または売上が減少したことを確認できる証明書
 - ・開業前の店舗の所在地が確認できる書類
 - ・開業予定店舗等の賃貸借契約書
 - ・身分証明書の写し（個人の場合）
 - ・登録事項証明書の写し（法人の場合）

② 開業支援金支給申請書の提出（開業日以降）

◆開業支援金支給申請書を作成し、金沢商業活性化センターに提出してください。

開業支援金支給申請書	店舗等概要、振込口座情報等の記載
------------	------------------

- 添付書類
 - ・開業前・開業後の写真
 - ・開業に要した経費の領収書の写し
 - ・支援金の振込口座の通帳の写し

※支援金の支給を決定した場合、後日通知書を送付するとともに、支援金を支給します。

《問い合わせ先》

〒920-0864 金沢市高岡町9番1号

株式会社金沢商業活性化センター

TEL : 076-224-8112 FAX : 076-224-8113 Mail : shop@kanazawa-tmo.co.jp

※本事業は金沢市からの委託を受けて、金沢商業活性化センターが実施をしております。